

軽自動車税のグリーン化特例

低排出ガスおよび燃費性能に優れた環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例（軽課税率）が導入されます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪および四輪の軽自動車（新車に限る）で、次の基準を満たす車両について、平成28年度のみ下表の軽課税率が適用されます。

- ◆電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減する車両）…下表④
- ◆ガソリン車・ハイブリッド車

- 乗用…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)
- 貨物…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)
- 乗用…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)
- 貨物…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)

- 乗用…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)
 - 貨物…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)
 - 乗用…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)
 - 貨物…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)
- ※各燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。

■グリーン化特例税額（年額）

車種区分	軽課税率（平成28年度のみ）			
	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車		
	④	⑤	⑥	
三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
四輪貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	1,300円	2,500円	3,800円



申請や申告の手続きにマイナンバーが必要となります

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月1日以降に行う申請や申告の手続きに個人番号・法人番号の記入が必要になる場合があります。

手続きの際は個人番号を提示してください

個人番号が必要な手続きでは、個人番号の確認と本人確認のため、次の書類が必要となります。

- 個人番号カードがある場合
- 個人番号カード
- 個人番号カードがない場合
- 通知カードまたは個人番号付きの住民票の写し
- 運転免許証またはパスポートなど

減免申請期限が納期限までとなります

納税者の利便性の観点から、各税における減免申請期限を、平成28年4月1日以降の減免申請から次のとおり変更します。

納期限前7日まで（現行） ↓ 納期限まで

従業員の個人住民税は、特別徴収で！

従業員（給与所得者）の個人住民税は、給与から差し引く特別徴収が原則です。東京都と都内全62市区町村は、特別徴収を推進しています。ご理解とご協力をお願いします。

固定資産税の申告・減額措置など

◆固定資産税の申告・届出

取り壊し家屋（建物）の届け出
平成27年中に、登記されていない家屋の全部または一部を取り壊した場合は、取り壊しの届け出をしてください。

また、登記されている家屋の場合は、東京法務局西多摩支局（登記所）で滅失登記などをしてください。

取り壊しの届け出または滅失登記などがない場合は、平成28年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成27年中に次に該当する方は、申告してください。

- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
 - 住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった
 - 住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した
 - 住宅を事業用家屋に用途変更した
- 申告期限** 1月31日(日)

住宅用地の建替え特例措置

固定資産税の賦課期日（1月1日）前に住宅を取り壊した場合でも、住宅の建替えに着手しているなど一定の要件を満たした場合には、住宅用地の特例措置を受けることができます。該当する方は、申告してください。

◆固定資産税を減額します

次の場合、固定資産税を減額します。いずれも工事完了後3か月以内に申告が必要です。

- 住宅を省エネ改修した場合
 - 住宅を耐震改修した場合
 - 住宅をバリアフリー改修した場合
- ※減額の範囲や要件、申告方法などについて詳しくは、問い合わせてください。
- 申告先・問合せ** 課税課資産税係 157



1月31日(日)まで！忘れていませんか？ 創省エネ エコポイント助成の申請

市では平成26年度から、住宅の創エネ・省エネ化工事を対象とした助成制度を行っています。

平成27年1月～12月に完了した工事については、申請期間が平成28年1月31日(日)までとなっています（先着順）。対象となる工事をした方は、忘れずに申請してください。

※土・日曜日、祝日は受付できません。郵送の場合、当日消印有効です。※申請方法や条件など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 環境保全課 環境保全係 226



■助成メニュー

創エネメニュー	太陽熱利用給湯システム
	太陽光発電システム
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
	家庭用ガス発電給湯システム（エコウィル）
	小規模コージェネレーションシステム
	地中熱利用ヒートポンプシステム
	木質バイオマス利用設備
省エネリフォームメニュー	LED照明改修工事
	高遮熱塗装等改修工事
	遮熱フィルムおよび遮熱コート改修工事
	高断熱化改修工事
	浴室および浴槽の高断熱化改修工事
	トイレの節水改修工事
	リチウムイオン蓄電池システム付帯工事（発電機能設備と併設）
	エネルギー管理システム付帯工事（創エネ省エネメニューと併設）
次世代自動車メニュー	次世代自動車導入 （電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車）
	次世代自動車エネルギー供給設備 （中急速充電スタンド、天然ガススタンド、水素供給ステーション）
そのほか住宅などのエネルギーを10%以上省エネ化する工事	